

新婚世帯の

結婚新生活 を応援します



一世帯当たり最大 **30万円**

夫婦ともに29歳以下の場合最大 **60万円**

(家具・家電購入費は上限10万円となります)

※家具・家電は南相馬市内で購入した物品に限ります。

対象

※ 右記を全て満たす方

- ① 令和6年1月1日～令和7年3月31日までに婚姻届を提出し受理された夫婦
- ② 申請時において夫婦いずれかが市内に住所を有している方
- ③ 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下である方
- ④ 夫婦共に市町村税を滞納していない方
- ⑤ 過去に同様の公的制度による助成を受けていない方（継続補助対象者は除く）
- ⑥ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有していない方

申請期限

令和7年3月31日まで

令和6年4月1日～令和7年3月31日に支払った**対象経費**を助成します。

※予算の範囲内での交付のため、予算がなくなり次第受付終了となります。

対象経費

住居費 … 結婚を機に市内の住宅を取得または賃借するために要した費用

- ・住宅の購入費、新築の際の工事請負費
- ・賃貸住宅の賃料・共益費・敷金・礼金・仲介手数料

住居改修費 … 新たに取得または賃借した住宅、夫または妻が居住している住宅の改修費用

引越費用 … 結婚に伴う転居のため、引越業者又は運送業者に支払った費用

家具・家電購入費 … 結婚による新生活に使用するために購入した家具・家電類の費用

※家具・家電は南相馬市内で購入した物品に限ります。

(1) 交付申請【申請者】

共通書類及び対象経費ごとに必要な書類をご準備の上、申請してください。

- ・共通書類①～③は、必須となります。
- ・共通書類④～⑤は、市内に住所を有する方は省略可能です。
- ・共通書類⑥～⑦は、市内在住の期間によって省略が可能なため、窓口にてご相談ください。

共通書類

必要書類	チェック
① 結婚新生活支援事業助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）	
② 同意書兼誓約書（様式第3号）	
③ 振込先が分かる書類（通帳等）の写し	
④ 婚姻届受理証明書又は戸籍謄本の写し	
⑤ 夫婦2人分の住所が確認できる住民票の写し	
⑥ 夫婦2人分の直近の所得が証明できる所得証明書又は課税証明書	
⑦ 夫婦2人分の市町村税の完納証明書又は直近の納税証明書	
【奨学金の返済をしている場合】奨学金返還証明書又は返済額が確認できる書類	
【住宅を購入した場合】住宅の売買契約書及び領収書等の写し	
【住宅を新築した場合】住宅の工事請負契約書及び領収書等の写し	
【住宅を賃借した場合】住宅の賃貸借契約書及び賃貸に要した費用が分かる領収書等の写し	
【住宅手当の支給を受けている場合】住宅手当支給証明書（様式第2号）	
【住宅を改修した場合】住宅改修の工事請負契約書及び領収書等の写し	
【引越費用がある場合】引越費用に係る領収書等の写し	
【家具及び家電購入費を申請する場合】家具・家電の領収書等（レシート可）の写し	

(2) 書類受理・審査・交付決定【市】

市で書類の審査を行い、適正と判断された場合は、審査結果を交付決定通知書により通知いたします。

(3) 振込【市】

申請書兼請求書の内容を確認し、交付決定した金額を申請者の指定口座へ振込みます。

(4) アンケート及び動画の視聴【申請者】

交付決定通知時に事業に関するアンケート及び動画のQRコードを送付いたします。交付決定を受けた方は必ずアンケート及び動画の視聴にご協力ください。

申請・問合せ先

南相馬市 こども未来部 こども家庭課 こども企画係（東庁舎1階）
〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地
TEL：0244-24-5229 FAX：0244-24-5740
E-mail：kodomokatei@city.minamisoma.lg.jp

詳細や申請書のダウンロードは、
市HPを確認してください！

